

デイサービスセンターあいあい運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人遊佐厚生会(以下「事業者」という。)が開設するデイサービスセンターあいあい(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護職員等が在宅における要介護及び要支援老人(以下「利用者」という。)に対し通所により指定通所介護(以下「介護」という。)の各種サービスを提供することによって、その利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ると共に、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターあいあい
- (2) 所在地 山形県飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の職員の業務の管理を総括する。
- (2) 生活相談員 1名(常勤兼務)
利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め利用者又は家族に対し、その相談に応じ必要な助言、援助を行なう。
- (3) 看護員 3名(常勤兼務)
保健衛生及び看護業務を行う。
- (4) 機能訓練指導員 3名(常勤兼務)
日常生活を営むに必要な生活機能の改善、維持のための機能訓練を行う。
- (5) 介護員 7名(常勤)
4名(常勤兼務)
8名(非常勤)

利用者の通所介護計画に基づき、要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に努め、その予防に資するよう懇切丁寧な援助を行う。

- (6) 管理栄養士 1名（常勤兼務）
- (7) 事務員 3名（常勤兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日35名とする。

（介護の内容）

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康チェックによる心身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 機能訓練による日常生活の世話
- (5) 趣味活動、レクリエーション等による精神面の活性化を図るための援助
- (6) 褥瘡の予防・処置
- (7) 利用者の送迎

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、遊佐町の区域とする。

（利用料及びその他の費用の額）

第9条 利用者が介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所に掲示する。なお、介護が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額とする。

2 指定通所介護事業者（以下「事業者」という。）は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けとることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食費 昼食 600円

※食事のキャンセルについて、当日の午前9時まで申し出のない時は、緊急事態等の場合を除き、キャンセル料として600円を徴収する。

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説

明のうえ、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条の1 利用者は、サービスの利用にあたって次の点に留意しなければならない。

- (1) 施設内での飲酒は医師の指示に従うものとし、喫煙は禁止とすること。
- (2) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償する可能性があること。
- (3) 施設内での他の利用者・入所者に対する宗教活動及び政治活動の行為をしないこと。

（苦情処理）

第10条 事業所は、自ら提供した通所介護事業所において、利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するものとする。

（利用者の権利擁護のための措置）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する取組
 - ①虐待防止委員会の設置
 - ②専任の虐待防止担当者の設置
 - ③委員会を定期的開催、検討結果を職員に周知
 - ④虐待防止のための指針を策定
 - ⑤虐待防止の職員研修を定期的実施
- (2) 身体拘束等の適正化に関する取組
 - ①身体拘束等適正化委員会の設置
 - ②専任の身体拘束等適正化担当者の選定
 - ③身体拘束等適正化の指針を策定
 - ④委員会を定期的開催、検討結果を職員に周知
 - ⑤身体拘束等の適正化のための職員研修を定期的実施

（ハラスメントへの対応）

第11条の1 事業所は、ハラスメントへの対応として次のような措置を講ずるものとする。

- (1)ハラスメント対策の指針を策定
- (2)職員からの報告・相談窓口を設置し、職員に周知
- (3)発生、または発生の疑いがある場合は事実確認を行い、検討の場を設置し、事業所として具体的な対応について明示。
- (4)ハラスメント防止対策として、定期的職員研修を実施。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対する指定通所介護事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県、当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

（サービスの提供にあたっての留意事項）

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって次の点に留意しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
- (2) 居宅サービス計画等の変更の援助
- (3) サービスの提供の記録

(緊急時等における対応方法)

第14条 介護に従事する職員は、現に介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害・業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保することとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項について管理者が理事長の承認を得て、別に定めることができる。

附 則（平成11年度規程第3号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年度規程第7号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年度規程第7号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年度規程第14号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 遊佐町老人デイサービスセンターあいあい指定痴呆専用併設型介護事業運営規程（平成12年度規程第8号）は、廃止する。

附 則（平成13年度規程第1号）

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年度規程第11号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年度規程第4号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第6号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度規程第11号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年度規程第18号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度規程第8号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年度規程第12号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度規程第12号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度規程第7号）

この規程は、平成27年5月26日から施行する。

但し、第9条の規定については平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年度規程第4号）

この規程は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（平成30年度規程第5号）

この規程は、平成31年2月27日から施行する。

附 則（令和元年度規程第12号）

この規程は、令和2年2月26日から施行する。

附 則（令和3年度規程第19号）

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和6年度規程第9号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度規程第19号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。